

PEFC 商標使用規則－要求事項



PEFC 評議会

ICC Building C, Route de Pré-Bois 20 Case Postale 1862
1215 Geneva 15, Switzerland
電話 : 41-22-799-4540、ファックス : 41-22-799-4550
E-mail: info@pefc.org, Web: www.pefc.org

著作権に関する注意書

©PEFC 評議会 2019

本規格は、PEFC 評議会によって著作権が保護されています。この文書は PEFC 評議会のウェブサイト上、または請求によって入手可能です。

著作権の対象となる本文書のどの部分についても、いかなる形や手段であっても PEFC 評議会の許可なく商業用の目的でこれを変更または修正、再生、複製することは禁止されています。

本文書の唯一の正式文書は英語です。本文書の翻訳文は PEFC 評議会や PEFC 各国認証管理団体（NGB）による提供が可能です。不明な点は英語版によって決定されます。

文書名：PEFC 商標使用規則－要求事項

文書記号：PEFC ST 2001:2020

版：第 2 版

理事会承認日：2026-10-5

発行日：2026-10-05

発効日：2026-10-05

移行期間：2028-10-05

目次

1	適用範囲	7
2	引用規格	7
3	用語と定義	7
4	PEFC 商標の所有権	10
4.1	所有権	10
5	PEFC 商標の適用範囲	10
5.1	PEFC 商標の全般的な適用範囲	10
5.2	PEFC 商標の製品上使用の適用範囲	10
5.3	PEFC 商標の製品外使用の適用範囲	11
6	PEFC 商標使用に関する要求事項	12
6.1	全般的な要求事項	12
6.2	PEFC 商標使用ライセンス	12
6.3	PEFC 商標使用者の種類	13
7	PEFC 商標に関する技術的な要求事項	15
7.1	PEFC 商標の製品上（オンプロダクト）使用に関する技術的な要求事項	15
7.2	PEFC 商標の製品外（オフプロダクト）使用に関する技術的な要求事項	17
8	PEFC ラベルに関する図案上の要求事項	20
8.1	PEFC ラベルの要素	20
8.2	図案の仕様	20
8.3	ラベルの選択的な使用	22
8.4	変形使用	24
	付属書 1（規準的）：プロモーションラベル用の代替メッセージ	25
	付属書 2（参照的）：PEFC ラベルの不正使用の例	27
	付属書 3（規範的）：PEFC ST 2001:2020/Cor.1:2026「PEFC 商標規則—要求事項」	
	第 1 版の修正箇所	29

序文

PEFC 評議会（国際 PEFC : Programme for the Endorsement of Forest Certification schemes）は、森林認証と林製品のラベル制度を通じて持続可能な森林管理の促進を図る国際組織である。

PEFC による持続可能な森林・TOF（森林外樹木区域）管理の認証は、各国や地域の森林認証制度を PEFC が承認する仕組みによって運用されている。これらの制度は、森林・TOF 管理認証基準に関する PEFC の持続可能性の要件（ベンチマーク）に適合しているかについて、独立した機関によって評価・確認されている。PEFC の持続可能性の要件に関する詳細は、PEFC のウェブサイト（www.pefc.org）を参照。

PEFC 評議会は、国際的な「COC 管理」規格（PEFC ST 2002）および PEFC 商標使用規則（PEFC ST 2001）を定めている。COC 管理は、PEFC の主張やラベルが付された製品に含まれる森林及び森林外樹木産原材料が、PEFC 認証を受けた持続可能な森林、PEFC 認証を受けた森林外樹木、リサイクル材、または PEFC 管理材に由来するものであるという信頼性を保証するものである。

PEFC 商標は、持続可能な方法で管理された森林やその他の問題のない出処に由来する林産品に関する情報を提供するものである。商標に関する情報は、購入者や購入検討者が、環境面やその他の要素を考慮して製品を選択するよう促す役割を果たす。

PEFC 商標使用の全体的な目的は、正確かつ検証可能な情報を誤解を招かない形で伝達することを通じて、持続可能な方法で管理された森林に由来する製品の需要と供給を促進し、それによって世界の森林資源の継続的な改善を市場主導で促すことにある。

組織は、「PEFC ラベルジェネレーター」を使用して、独自のロゴ使用ライセンス番号が付与された PEFC 商標をダウンロードすることができる。PEFC ラベルジェネレーターは、PEFC 商標を迅速かつ簡単に作成できる無料のオンラインツールである。有効な商標使用ライセンスを持つすべての組織が、このラベルジェネレーターを利用できる。

本規格は、ISO 14020 で規定されている環境ラベルおよび宣言に関する一般原則に基づいている。

本規格は、技術文書の策定に関する PEFC の手順に従い、幅広いステークホルダーを対象とした、公開性、透明性、協議、および合意形成に基づくプロセスを経て策定された。

本第 2 版には、PEFC ST 2001:2020「PEFC 商標規則—要求事項」（初版）に対する修正（技術的正誤表 1:2026 を含む）が盛り込まれている。この改正は、PEFC 商標使用規則を、グリーン・トランジション（環境への移行）に向けた消費者のエンパワメントに関する指令（EU）2024/825（EmpCo）に整合させるものである。PEFC 商標の使用者は、自らの PEFC 商標の使用が適用法規に適合していることを確保する責任を負う。

PEFC ST 2001:2020 第 2 版における主な修正点は以下の通りである。変更内容やその根拠を含む修正の詳細については、付属書 3 に記載されている。

PEFC ST 2001:2020 第 1 版と PEFC ST 2001:2020 第 2 版の主な変更の概要：

	主な修正箇所及び変更の種類
第 5 章 PEFC 商標の範囲	－「製品外使用」の範囲の明確化（当該使用に含まれるコミュニケーションの形態を含む）（編集上の修正）
第 7 章 PEFC 商標の技術的要求事項	－ 製造工程の一部として使用される PEFC 認証原材料に関連する、製品への間 接的なラベル表示に関する要求事項の明確化（編集上の修正） － PEFC プロジェクト調達認証で網羅されているプロジェクト調達認証に関する要求事項を削除（編集上の修正） － 製品外使用に関する要求事項の修正（PEFC とは何か、および商標の使用と 組織の活動との関連性を明確にする要求事項、ならびにプロモーション

	用メ ッセージの使用に関する規定の修正を含む）（技術的な修正） – PEFC ウェブサイトアドレスの使用を含む PEFC のイニシャルの製品外使用に 関する要求事項の追加（技術的な修正）
第 8 章 PEFC ラベルのグラフィック要求事項	–PEFC ウェブサイトアドレスの併用の義務化（限定的な例外および特定の技術的 条件あり）（技術的な修正） – 製品の名称使用の明確化（編集上の修正） – 特定の条件（技術的条件）を満たす場合における製品外ラベルの部分的な使用。

1 適用範囲

この文書は、PEFC 商標使用者が PEFC のロゴ、PEFC のイニシャル、それに関連する主張および/または宣言を正確、検証可能、適切、かつ誤解を生ずることなく使用することを確実にするための要求事項を対象とする。

この文書は、PEFC 商標の法的な保護、PEFC 商標を使用する権利、PEFC 商標使用の種類、PEFC 商標の製品上・製品外の使用に関する技術的および図案上の要求事項などを定める。

この規格書を通して、「しなければならない (shall)」という用語は、それが使われる規定が必須であることを意味する。「すべきである (should)」の用語は必須ではないにしても採用され、実行されることが期待されることを意味する。「してもよい (may)」はこの文書による許可を表現するものであり、「することができる (can)」はこの文書の使用者の技量や使用者に開かれている可能性を述べるものである。

2 引用規格

下記の参考文書はこの文書を使用する上で不可欠である。日付の有無に関わらず、それら参考文書の（修正を含む）最新版（修正を含む）が適用される。

PEFC ST 2002 森林および森林外樹木製品の COC-要求事項

3 用語と定義

この文書の目的においては、PEFC ST 2002「森林および森林外樹木製品の COC-要求事項」が定める用語と定義が適用される。

3.1 完成品 (Finished product)

製造プロセスの終了時点で得られる製品で、顧客に販売または流通される準備ができているもの（ただし、販売または流通前のもの）

3.2 森林および森林外樹木産原材料 (Forest and tree based material)

森林、または、例えば、森林外樹木など PEFC 評議会によって PEFC 認証に適格として認められたその他の生産源に由来する原材料であり、その様な区域/生産源に由来するリサイクル原材料を含む。ここには、木材およびコルク、キノコ、ベリーなど非木材原材料も含まれる。

3.3 森林および森林外樹木産品 (Forest and tree based products)

森林および森林外樹木産原材料を含む製品で、森林および森林外樹木産原材料から生成されたエネルギーなど計量可能だが無形な製品も含まれる。

3.4 製品外使用 (オフプロダクト: Off product usage)

PEFC 商標の製品上使用以外の使用であり、PEFC 認証森林に由来する特定の製品や原材料に言及しないもの。5 章「PEFC 商標の適用範囲」も参照のこと。

3.5 製品上使用（オンプロダクト：On product usage）

PEFC 認証原材料または製品に言及するか、または、購買者や一般人が PEFC 認証原材料について言及していると受け止めるか理解する様な言及を含む PEFC 商標の使用。製品上使用には、直接的使用（PEFC 商標が有形な製品に付される）か、または、間接的使用（商標は製品上に直接付されないが、有形な製品に言及する）がある。5 章「PEFC 商標の適用範囲」を参照のこと。

3.6 PEFC 認可団体（PEFC authorised body）

PEFC 評議会が、PEFC 評議会に代わって PEFC 商標ライセンスを発行することを許可した主体であり、通常、認可団体は PEFC 認証管理団体（NGB）である。

3.7 PEFC 認証原材料（PEFC certified material）

下記が当てはまる原材料のカテゴリーである。

- a) PEFC 承認認証書の対象である供給者によって「x%PEFC 認証」の PEFC 主張を付して、または PEFC に承認された森林管理規格に照らした PEFC 承認認証制度の対象である供給者によって PEFC 承認の他の主張を付して出荷された**森林および森林外樹木産原材料**

注意書 PEFCの承認を受けた制度の主張はオンライン上のPEFCのウェブサイトwww.pefc.orgで公表されている。

- b) **リサイクル原材料**（定義3.15参照）（x%PEFC認証）のPEFC主張を付さずに納入）

3.8 PEFC認証製品（PEFC certified product）

組織によって「X%PEFC認証」のPEFC主張を付して販売/譲渡された製品。

3.9 PEFC-COC

組織が、**森林および森林外樹木産製品**およびそれらの原材料カテゴリーに関する情報や正確で検証可能な PEFC 主張の使用を扱うためのプロセス。

3.10 PEFC 管理材（PEFC controlled material）

原材料が問題のある出处に由来するリスクが「極小」である、と組織が DDS を通じて決定した**森林および森林外樹木産原材料**に関する原材料カテゴリー。

注意書 「PEFC 管理材」は、組織がこのカテゴリーの原材料に対して使用してもよい PEFC 主張でもある。

3.11 PEFC ラベル（PEFC label）

PEFC ラベルは、PEFC のロゴおよびラベル名、ラベルメッセージまたはウェブサイトなど本規格が定める追加的要素によって構成される。追加的要素は、PEFC ロゴが表すものに関する情報を提供し、これを補足する。PEFC ロゴは、常に PEFC ラベルの中で使用されなければならない。本規格が解説する特定の状況下においては、PEFC ラベル要素のいくつかは省略が可能であり、最終的には追加要素のない PEFC ロゴのみということがあり得る。

3.12 PEFC 各国認証管理団体 (PEFC NGBs)

PEFC 各国認証管理団体 (PEFC-NGBs) は、自国において PEFC システムを構築し、実行することを目的に設立された全国的な独立組織である。PEFC-NGBs とその連絡先のリストは PEFC のウェブサイトで掲載されている。PEFC-NGBs は、しばしば **PEFC 認可団体**を兼ねる。3.6 項を参照。

3.13 PEFC 承認認証書 (PEFC recognised certificate)

- (a) PEFC 認証書は、PEFC 公示を受けた認証機関が PEFC の承認を受けた森林認証制度／規格に照らして発行した有効期間内の森林管理認定認証書、
- (b) PEFC 公示を受けた認証機関が PEFC ST 2002 または PEFC の承認を受けた他の COC 規格に照らして発行した有効期間内の COC 認定認証書

注意書 1: PEFC の承認を受けた森林認証制度と COC 規格は PEFC 評議会のウェブサイト www.pefc.org に掲載される。

注意書 2: グループ認証書またはマルチサイト認証書で、サイトまたはグループ加盟者が認証書の対象に含まれることが別の書類、例えば認証書または子証書の付録、によって確認される場合は、その別の書類および該当の認証書を一体としてそのサイト/加盟者の PEFC 承認認証書と見做す。

3.14 PEFC 商標 (PEFC trademarks)

PEFC の商標は、PEFC のアイデンティティを視覚的に代表するシンボルである。これらは登録され、PEFC 評議会に所属する。PEFC 商標には 2 種類がある。

- a) 「PEFC」のイニシャル
- b) PEFC ロゴ: 楕円形の一種の矢形に囲まれた 2 本の木とその下の「PEFC」のイニシャルで構成される。PEFC のロゴは常に **PEFC ラベル**の内部に使用されなければならない。(3.11 項「**PEFC ラベル**」の定義も参照)



3.15 リサイクル原材料 (Recycled material)

下記の森林および森林外樹木原材料である。

- (a) 製造プロセスの中で廃棄物から再生したもの。加工直し、研磨直し、またはプロセスの中で発生する破片の再使用で、それが発生したものと同一のプロセスに再利用することができるものは除外される。また、製材副製品（例えば、おが屑、木片、木の皮など）などの副製品や林業の残留物（木の皮、枝からの木片、根など）も除外される。これらは「廃棄物」とは見做さないからである。
- (b) 製品の最終ユーザーの立場としての家庭または商業、工業、研究施設などから発生したもので、それ以上当初の目的に使用することができないもの。ここには、流通チェーンから返品された原材料も含まれる。

注意書 1: 「それが発生したものと同一のプロセスで再利用することができる」とは一つのプロセスから発生する原材料が同一のサイトの同一プロセスに連続的に投入されるものを意味する。例としては、パネルボードの生産

でプレスによって生成される残留物で連続的に同一のプレスラインに再投入されるものがある。これはリサイクル原材料とはみなされない。

注意書2： この定義はISO14021の定義を根拠とする。

注意書3： リサイクル原材料の種々の例が PEFC GD 2001 に挙げられている。

3.16 小売業者 (Retailer)

PEFC 認証企業から **PEFC 認証完成品**を調達し、顧客に販売する主体。

3.17 森林外樹木 (Trees outside Forests: TOF)

国によって林地として指定された区域外に生育する樹木。このような区域は通常「農地」または「居住地」として分類される。

4 PEFC 商標の所有権

4.1 所有権

4.1.1 PEFC ロゴおよび PEFC のイニシャルは著作権の対象物であり、PEFC 評議会が所有する国際登録商標である。この著作権の対象物の無断使用は禁じられており、法的手段が取られることもある。

4.1.2 PEFC のロゴと PEFC のイニシャルは、「TM」または「R」など登録商標を示すシンボルと共に使用してはならない。

5 PEFC 商標の適用範囲

5.1 PEFC 商標の全般的な適用範囲

5.1.1 **PEFC 商標**と関連主張は、該当の主張および/またはラベルが付いた製品に含まれる**森林および森林外樹木原材料**が持続可能管理された森林、リサイクル材、および/または管理材に由来することを示している。

5.1.2 また、**PEFC 商標**は認証品として主張およびラベルが付いた製品の製造者である企業が、一連の社会的な要求事項を順守した管理を実行していること、および、マネジメントシステムを備えていることを示している。

5.1.3 さらに加えて、**PEFC 商標**は組織の PEFC 加盟または PEFC 認証の状態との関連を伝えるものである。

5.2 PEFC 商標の製品上使用の適用範囲

5.2.1 **PEFC 商標の製品上使用の適用範囲**は下記である。

- a) 商標を有形の製品またはそのパッケージ上に **PEFC 認証原材料**に言及して使用する直接的な**製品上使用**
- b) 製品が PEFC 認証品であることを示すために、例えばメディアやマーケティング資料などにおいて該当する製品が認証品であるかまたは PEFC 認証原材料を含んでいると解釈または理解され得る言及を用いて行う間接的な**製品上使用**

例 1. 広告、商品解説書、ウェブサイト、または包装明細書などにおいて実際の商品に言及をしてその製品が PEFC 認証であることを示すために **PEFC 商標**を使用する。

例 2. 認証製品について、その製品の供給者または製造者が認証を受けていることに言及する。例えば、「この雑誌は PEFC 認証を受けた印刷業者によって印刷されています。」または、「この雑誌は PEFC 認証紙を使用しています」など。

- c) 製品の生産プロセスの一部として PEFC 認証原材料が使用されていることに言及する形での直接的または間接的な**製品上使用**。7.1.1.3 項を参照。

例：「このブランディーは持続可能に管理された森林、リサイクル材、または管理材に由来するオーク樽で熟成されました」、または「この植物は、持続可能に管理された森林および管理材由来の森林に由来する種から育ったものです。」

5.2.2 PEFC 商標は、ラベルまたは主張が付された**森林および森林外樹木産品全体**を対象とするものであり、その一部のみに対象とするものではない。パッケージは製品の一部とはみなされない。また、**PEFC 認証製品**のパッケージ自体も森林および森林外樹木産原材料を含むものであることがあり得るので、それ自体に PEFC 商標を使用することもできる。製品とパッケージが共に PEFC 認証品である場合は、パッケージに **PEFC ラベル**を二つ使用してもよい。7.1.1.1 項を参照。

5.3 PEFC 商標の製品外使用の適用範囲

5.3.1 PEFC 商標の製品外使用の適用範囲は：

- a) 各国森林認証制度が PEFC 承認を受けていることを伝える
- b) 認証を受けていることを伝える（この使用は本規格の 6.3 項が定める使用者グループのグループ B と C に関連する）
- c) 認証書が PEFC 承認を受けていることを伝える（認証機関）
- d) PEFC の認定に関わる行為であることを伝える（認定機関）
- e) PEFC 認証製品の調達**または入手可能性**、または PEFC 認証製品の調達に対するコミットメントについて伝える（PEFC 認証製品の最終ユーザー）
- f) PEFC に加盟していることまたは PEFC とパートナーシップを結んでいることを伝える（PEFC 評議会の加盟メンバー、または、パートナーおよび/または PEFC 各国認証管理団体）
- g) PEFC 制度や認証の発展および促進に焦点を当てたプロジェクトや運動について伝える
- h) その他の教育およびプロモーション的な目的のために PEFC 商標を使用する（PEFC 評議会、NGB、認証企業、認証機関、認定機関、PEFC 認証品を販売するその他の組織、等）

6 PEFC 商標使用に関する要求事項

6.1 全般的な要求事項

- 6.1.1 PEFC 商標は、PEFC 評議会や PEFC 加盟メンバーおよびそれらの制度に関する正確な言及と共に使用されなければならない。
- 6.1.2 PEFC のロゴとラベルは PEFC ラベル・ジェネレーター（作成）ツール（PEFC Label Generator）から入手しなければならない。
- 6.1.3 **PEFC 商標**およびその構成要素は、他の商標またはラベルの一部として使用したり、それらを組み込んで他のマークを作成したり、または **PEFC 商標**の趣旨に関して一般社会に誤解を与えるような画像、言葉、またはシンボルと併用して使用してはならない。
- 6.1.4 **PEFC 商標**は、PEFC 制度に関する誤解や混乱を招くか、または認証主体の認証範囲外の行為に PEFC が参画をしているか、または責任を有するかの様な事態を示唆する様な形で使用されてはならない。**PEFC 商標**は、主体の PEFC 認証業務に関する誤った解釈や理解につながる方法や PEFC の信頼を損ねる形で使用されてはならない。
- 6.1.5 **PEFC 商標**は、PEFC 評議会の明確な認可を得ることなくブランド名、企業名、またはウェブサイトのドメイン名などの中で使用してはならない。
- 6.1.6 **PEFC 商標**は、それが付された製品の質、特徴、内容物、生産プロセス等や PEFC 認証または PEFC 全般に関して誤解があったり、誤解を生んだりする様な形で他の主張、メッセージまたはラベルと併用されてはならない。
- 6.1.7 もし **PEFC 商標**が付された製品と同じ製品上に他のメッセージ、主張またはラベルが使用されている場合、その製品のどの特長に **PEFC 商標**が関連し、どの特長が認証の範囲外であるかが明確に確認可能でなければならない。
- 6.1.8 **PEFC 商標**は、PEFC 評議会が提供するメッセージと併用されなければならない。PEFC 文書に規定がない商標の使用については、PEFC 評議会の許可を得なければならない。
- 6.1.9 **PEFC 商標**の使用は、正確かつ当てはまる法的な要求事項と法令を順守するものでなければならない。組織は PEFC 商標の使用にあたり、当てはまる法令順守の責を負う。
- 6.1.10 PEFC 評議会は、PEFC の戦略的な展望および使命にそぐわない PEFC 商標の使用を拒否する権利を有する。

6.2 PEFC 商標使用ライセンス

- 6.2.1 **PEFC 商標**は、PEFC 評議会または **PEFC 認可団体**が発行した **PEFC 商標使用ライセンス**による権限の下に使用されなければならない。PEFC 商標使用ライセンスは、独自のライセンス番号の発行を含む。
- 6.2.2 ライセンスは、商標使用の申請者と PEFC 評議会または **PEFC 認可団体**との間のライセンス契約（商標使用契約）への署名を通じて取得されなければならない。
- 6.2.3 **PEFC 商標**を使用する組織のライセンス番号は、PEFC の COC の実行のために主張を伝える場合以外、使用ごとに **PEFC 商標**に付随しなければならない。

例 「当社は **PEFC 認証原材料**を調達しています。（PEFC/XX-XX-XX）」

注意書 1 PEFC のイニシャルをプロモーションの目的で使用する際にそのプロモーション文言の中でイニシャルが複数回使用される時は、PEFC のライセンス番号は最初のイニシャルに表示されるだけでよい。ライセンス番号が付いた **PEFC ラベル**が該当する文言に隣接して使用されるか、またはその文言と同じページの中でそのイニシャルを使用する組織が明確に確認可能な形で使用される場合、そのイニシャルはライセンス番号なしで使用してもよい。

注意書 2 PEFC 商標を報道記事または科学研究記事で使用される場合は、PEFC ライセンス番号を使用/留める必要はない。

6.2.4 PEFC 評議会または関連 **PEFC 認可団体**は、**PEFC 商標**の製品外使用を目的に一度切りの商標使用の許可を発行することができる。この使用は、一度切りの使用に限られる。「『認可団体』の許可の下でのロゴ使用」の免責条項が、**PEFC 商標**とともに明確に表示されなければならない。

6.2.5 下記の状況の場合、ライセンスを発行した **PEFC 認可団体**による事前許可の下に、PEFC ラベルを、例外的にライセンス番号なしに使用することができる。

- a) **PEFC 商標**ラベルのサイズのためにライセンス番号の判読が困難である、あるいは
- b) 適用された技術では、**PEFC 商標**とライセンス番号の併用が不可能である、
- c) 上記に加えて、**製品上使用**に関しては下記であること。
 - **PEFC 商標**とライセンス番号が該当製品の他の箇所で使用されている。
(例：パッケージ、大箱、製品のパンフレットまたは使用マニュアル)、または
 - 該当の **PEFC 商標**使用者が、他の製品上の情報によって明確に確認できる。

6.3 PEFC 商標使用者の種類

6.3.1 グループ A：各国認証管理団体および PEFC 認可団体

6.3.1.1 **PEFC 各国認証管理団体**またはその他の **PEFC 認可団体**による **PEFC 商標**の使用は、製品外使用に限って許可される。

6.3.2 グループ B：PEFC 承認の持続可能な森林管理 (SFM) 規格に照らした認証を受けた主体

6.3.2.1 持続可能な森林管理認証の有資格主体が **PEFC 商標**ライセンスを取得するためには、有効な森林管理認証書を保有していなければならない。

6.3.2.2 **PEFC 承認の認証書**を保有するグループ B の主体が、PEFC-COC 規格に照らした認証を受けていない場合は製品外使用のみが許される。

6.3.2.3 認証が一時停止、取り下げ、または終了された場合は、**PEFC 商標**ライセンスは自動的に一時停止または終了される。(一時停止が解除されるまで)

6.3.3 グループ C：PEFC の国際 COC 規格または PEFC 承認の COC 規格に照らした認証を受けた主体

6.3.3.1 **PEFC-COC 認証**の有資格主体が **PEFC 商標**ライセンスを取得するためには、有効な COC に関する **PEFC 承認認証書**を保有していなければならない。(PEFC 承認認証書の定義 3.13 項を参照)

6.3.3.2 グループ C の商標使用者は、**PEFC 商標**を製品上および製品外の目的で 사용할ことが許される。

6.3.3.3 認証が一時停止、取り下げ、または終了された場合は、**PEFC 商標**ライセンスは自動的に一時停止または終了される。(一時停止が解除されるまで)

6.3.4 グループ D:その他の使用者

6.3.4.1 **PEFC 商標**使用者グループ A、B、C の下に分類されない組織や他の主体。

6.3.4.2 グループ D は、商工組合、**小売業者**、研究・教育施設、認証機関、認定機関、政府系組織、NGOなどを対象とする。グループ D は、森林および森林外樹木製品のチェーン内にある組織で**森林および森林外樹木製品の最終ユーザーの立場として**、または供給者によって製品上に主張および/またはラベルが付された製品を販売する者の立場として COC 認証の適用外にあるものも含む。

6.3.4.3 グループDの商標使用者は、製品外使用に限って **PEFC 商標**の使用が許される。

6.3.4.4 ロゴ使用者グループDに属する小売業者で **PEFC 認証完成品**を調達し、如何なる形であれその製品に処置を加えたり、包装を変更したり、非認証製品と混合することなくその完成品を消費者に直接販売する者は、**PEFC 認証製品**のプロモーションを目的として例外的に **PEFC 商標**を間接的に製品上に使用することができる。（要求事項 5.2.1 項bを参照）その場合、下記の要求事項を順守する必要がある。

- a) 商標使用者グループDに関する **PEFC 商標**ライセンスを有する。
- b) **PEFC** のプロモーションラベルは、少なくとも一度は「**PEFC 商標**が付いた製品は、**PEFC** 認証品として提供することができます。」のラベルメッセージを付けて使用されなければならない。このラベルは、カタログ、パンフレット、または価格表などにおいて一般の人が **PEFC 商標**の趣旨を明確に理解および確認できるように、見えやすい場所に置かなければならない。
- c) **PEFC 商標**は、**PEFC** 認証品として提供される製品に隣接して置かれるカタログ、パンフレット、または製品一覧を通して組織のライセンス番号なしで使用することができる。
- d) 該当する製品は、**PEFC** 認証供給者のライセンス番号を添えた **PEFC 商標**を物理的に製品上に使用しなければならない。
- e) 最初の使用に関しては **PEFC** 評議会または **PEFC 認可団体**による許可が必要であり、それ以降は **PEFC** 評議会または **PEFC 認可団体**が年次ベースで許可するか、如何なるものであれデザインの変更がある場合はその都度新規の許可を発行しなければならない。
- f) **PEFC 商標**は、常に本規格および他の **PEFC** 関連文書に従って使用されなければならない。

注意書 **PEFC 商標**は必ず少なくとも一度はカタログ、パンフレット、または製品一覧などに表示されるので、要求事項 6.2.5 項はこの場合は適用されない。

表 1 商標使用の概要

PEFC ロゴ使用者／使用法	製品上使用	製品外使用
グループ A：各国認証管理団体	なし	あり
グループ B：持続可能な森林管理認証（SFM）主体	なし	あり
グループ C：COC 認証主体	あり	あり
グループ D：その他の使用者	なし	あり

注意書 1 グループBの認証書保有者で **PEFC-COC** 認証書も併せて保有する者は、グループCにも属するので **PEFC 商標**の製品上使用ができる。

注意書 2 例えば森の看板など追加的に使用される製品外メッセージは、グループBの使用例として付属書 1 に示される。

注意書 3 使用者グループDに属する小売業者については、要求事項 6.3.4.4 項も参照のこと。

7 PEFC 商標に関する技術的な要求事項

7.1 PEFC 商標の製品上使用に関する技術的な要求事項

7.1.1 全般的な要求事項

7.1.1.1 PEFC 商標に関連する製品は、明確な確認が可能でなければならない。製品の明確な確認が不可能な場合は、ラベルのメッセージまたは少なくとも製品名（8.3.3 項参照）によって商標と製品の繋がりを明確にしなければならない。

例：PEFC 認証鉛筆が PEFC 認証を受けていない林産原材料によってパッケージされている場合、パッケージに貼付される PEFC ラベルのメッセージにおいて「この製品は」に代えて「この鉛筆は」などロゴが関連する製品がどれなのかを明確にする。

7.1.1.2 製品に含まれる認証原材料のパーセンテージが PEFC 商標の貼付に適格かどうかを判断するためには、該当の製品全体が考慮されなければならない。5.2.2 項を参照。

例：本に PEFC 商標を使用するには、該当の本全体（表紙と全ページ）が少なくとも 70%以上の認証原材料を含まなければならない。

7.1.1.3 製造工程の一部として使用される PEFC 認証原材料に関連して、PEFC 商標を間接的製品上使用する場合 5.2.1 c)に記載される通り、当該商標は以下の要件を満たさなければならない。

- a) ラベルメッセージと共に使用すること。
- b) PEFC 評議会の承認を受けること

7.1.2 PEFC 製品上ラベル

7.1.2.1 PEFC 認証ラベル

7.1.2.1.1 PEFC 認証ラベルは、製品上に使用される一般的なラベルである。



7.1.2.1.2 「PEFC 認証」ラベルは、製品に含まれる森林および森林外樹木産原材料の少なくとも 70%以上が PEFC 認証原材料であり、リサイクル原材料の含有率が 100%未満である場合に使用できる。

注意書 リサイクル原材料は、森林および森林外産品の原材料カテゴリーに含まれる。3.7 項の定義を参照。

7.1.2.1.3 PEFC 認証ラベルに使用されるラベルメッセージは、「この製品は持続可能に管理された森林からの原材料、リサイクル材、および管理材が使用されています。」である。「この製品は」の用語は、ラベル再生システムを使用して、該当する製品名またはラベルに関連するその製品に含まれる認証原材料の名前に差し替えてもよい。7.1.1.1 項および 8.3 項を参照。

7.1.2.1.4 該当製品がリサイクル由来の PEFC 認証原材料を含まない場合は、ラベルメッセージから「リサイクル材」を除外することができる。



7.1.2.1.5 製品がPEFC 認証森林由来の原材料のみを含む場合は（例えば、「100%PEFC 由来」の主張が付されて納入された原材料）場合は、ラベルメッセージを「『この製品』は持続可能に管理された森林からの原材料が使用されています。」としてもよい。



7.1.2.2 PEFC リサイクルラベル

7.1.2.2.1

製品が**リサイクル原材料**（3.15 項リサイクル原材料の定義を参照）のみを含む場合は、ラベル名は「PEFC リサイクル」であり、ラベルメッセージは「『この製品』はリサイクル原材料が使用されています。」である。「この製品」の用語は、ラベル再生システムを使用して、該当する製品名またはラベルに関連する製品に含まれる認証原材料名に差し替えてもよい。



表 2 PEFC 認証ラベルのオプション使用の概要

		
ラベル名	PEFC 認証	PEFC リサイクル
使用の要求事項	最低限70%がPEFC認証原材料であり、かつ、リサイクル材含有率が100%未満	100%がリサイクル材
一般的なラベルメッセージ	－「この製品は持続可能に管理された森林からの原材料、リサイクル材および管理材が使用されています。」 － そのラベルが言及する相手の製品が不明瞭な場合「この製品」の部分は製品名に代替しなければならない。 製品がリサイクル材を含まない場合、ラベルメッセージは「リサイクル材」の用語なしで使用可能。 － 製品が PEFC 認証森林からの原材料のみを含む場合は、ラベルメッセージを「リサイクル材および管理材」の部分を省略して使用してもよい。	「この製品はリサイクル材が使用されています。」 － そのラベルが言及する対象の製品が不明瞭な場合は、「この製品」の部分は製品名に代替しなければならない。

7.1.3 PEFC のイニシャル

7.1.3.1 製品が少なくとも 70%以上の PEFC 認証原材料を含んでいる限りは、PEFC のイニシャルを直接製品上使用することができる。

例 1：この製品は PEFC 認証の木材を使用して製造されました。（PEFC/XX-XX-XXX）

例 2：この情報紙は PEFC 認証紙（PEFC/XX-XX-XXX）に印刷されました。

7.1.3.2 同じ製品にライセンス番号付きの PEFC ラベルが付されていない場合は、組織の PEFC 商標ライセンス番号が必ず PEFC のイニシャルとともに使用されなければならない。

7.1.3.3 製品に含まれる PEFC 認証製品や PEFC 認証原材料で PEFC のイニシャルの対象になっているものは明確に確認されなければならない。PEFC のイニシャルがどの製品に言及をしているのかが不明瞭な場合は、その製品は特定されなければならない。7.1.1.1 項参照。

7.1.3.4 上記の規定と異なる PEFC イニシャルの製品上使用については、PEFC 評議会の許可が必要である。

注意書 組織は、PEFC 認可団体を通して PEFC 評議会の許可を得てもよい。

7.1.3.5 このセクションで概説された要求事項は、PEFC-COC 規格 PEFC ST 2002 が定めるところに従って COC 主張を伝える目的で PEFC のイニシャルを使用する場合には適用されない。

7.2 PEFC 商標の製品外（オフプロダクト）使用に関する技術的な要求事項

7.2.1 PEFC の製品外使用ラベル



7.2.1.1 PEFC 製品外使用ラベルは、付属書 1 に記載された承認済みラベルメッセージを伴う場合あるいはメッセージが伴わない場合でも使用することができる。

7.2.1.2 製品外使用ラベルを使用する場合（ラベルメッセージの有無を問わず）、以下の点が明確でなければならない。

- a) PEFC とは何か。
- b) 当該製品外使用ラベルの使用が、その組織の PEFC 商標ライセンスの対象となる活動とどのように関連しているか。

例：その関連付けは、組織の PEFC 認証、PEFC 認証製品の調達・購買・生産・販売・販促、会員資格やパートナーシップ、あるいは PEFC 関連のプロジェクトやイニシアチブへの加盟や参加に関連するものであり得る。

7.2.1.3 PEFC の持続可能な森林管理および COC の承認認証書を保有している組織（PEFC 商標使用者グループ B と C）は、PEFC のプロモーションラベルを下記の上に使用してもよい。

- a) レターヘッド、カタログ、または他のプロモーション資料。ただし、何が認証を受けているのかが不明瞭でないこと。7.2.1.4 項も参照のこと。
- b) 送り状または出荷伝票。PEFC 主張が付されて納入された製品は明確な確認が可能でなければならない。

7.2.1.4 PEFC 製品外使用ラベルは、そのラベルが何を指しているのかが明確であることを条件に、プロモーション目的で非販売製品に使用することができる。

注意書 認証を受けていない小売業者による「カタログ、パンフレット、または製品一覧における PEFC ラベル使用については、6.3.4.4 項を参照のこと。

7.2.2 PEFC のイニシャル

7.2.2.1 PEFC のイニシャルは、PEFC 製品外使用ラベルの有無にかかわらず、製品外使用することができる。

7.2.2.2 製品外で使用する場合、PEFC のイニシャルは、PEFC に関する明確性、および商標の使用と当該組織の PEFC 商標ライセンスの対象となる活動との関連性について、7.2.1.2 の要求事項を満たさなければならない。

7.2.2.3 PEFC のイニシャルを使用する際には、6.2.3 に従い、同一の媒体上に PEFC のウェブサイトアドレスおよび PEFC 商標ライセンス番号を併記しなければならない。

例：パンフレットで PEFC のイニシャルを使用する場合、PEFC のウェブサイトアドレスおよび PEFC 商標を同一のパンフレットに記載すべきである。

8 PEFC ラベルに関する図案上の要求事項

8.1 PEFC ラベルの要素



8.1.1 PEFC ロゴ (A)

8.1.1.1 PEFC のロゴは、2 本の木と楕円およびその下に配置された「PEFC」のイニシャルで構成される。

8.1.2 PEFC 商標ライセンス番号 (B)

8.1.2.1 PEFC 商標を使用する組織を確認するために、PEFC ロゴは組織の PEFC ライセンス番号と併用されなければならない。6.2.1 項参照。

8.1.3 ラベル名 (C)

8.1.3.1 ラベル名は、ロゴの意味を伝える。

8.1.3.2 公式の PEFC ラベル名は英語である。翻訳版は PEFC ラベル・ジェネレーター（作成）ツールから入手しなければならない。

8.1.3.3 PEFC ラベルは、複数言語によるラベル名を含めてもよい。PEFC ラベル・ジェネレーター（作成）ツールから異なるオプションが提供される。

8.1.4 ラベルメッセージ (D)

8.1.4.1 ラベルメッセージは、ロゴの意味を伝える。

8.1.4.2 公式の PEFC ラベルメッセージは英語である。公式ラベルのメッセージの他の言語への翻訳版は、PEFC ラベル・ジェネレーター（作成）ツールから入手しなければならない。

8.1.4.3 PEFC ラベルは、複数言語によるラベルメッセージを含めてもよい。PEFC ラベル・ジェネレーター（作成）ツールから異なるオプションが提供される。

8.1.5 PEFC ウェブサイト (E)

8.1.5.1 PEFC 評議会のウェブサイトは www.pefc.org である。

8.1.6 PEFC ラベル枠 (F)

8.1.6.1 枠を使用する場合、枠はラベルの様々な要素において常に縦横比率と寸法を尊重しなければならない。

8.2 デザイン上の仕様

8.2.1 色

8.2.1.1 PEFC ラベルは緑、黒、および白の三色によって使用することができるが、常に単一色かつ対照色を背景にして使用することができる。

8.2.1.2 緑のロゴは、同色の緑の枠、そして PEFC ラベル名、メッセージ、およびウェブサイトは黒を使用しなければならない。白と黒についてはすべての要素が同一の色でなければならない。PEFC のラベル名は三者とも太字でなければならない。



注意書 デザイン上の仕様を解説するために、緑の横向き枠付きの PEFC 認証ラベルが使用されているが、同じ原則が他のラベルでも適用される。

8.2.2 ラベルの方向

8.2.2.1 PEFC ラベルは縦長および横長で使用することができる。



8.2.3 寸法

8.2.3.1 高さとの比率は常に保たなければならない。PEFC 商標の種々の要素の比率も尊重されなければならない。

8.2.4 最小サイズ

8.2.4.1 ラベルの最小サイズは下記でなければならない。



8.2.5 設置

8.2.5.1 ラベルが乱雑にならず、容易に認識されるように、ラベルの周辺には十分なスペースを取らなければならない。十分なスペースとしての最低限の量は、ロゴの下の PEFC イニシャルの P のサイズと同等でなければならない。



8.3 ラベルの選択的な使用

8.3.1 下記の要素は、PEFC ラベルから選択的に省略することができる。

表 3 : PEFC ラベルの選択要素

	PEFC 認証ラベル	PEFC リサイクルラベル および PEFC 由来ラベル	PEFC 製品外ラベル
PEFC ロゴ	不可	不可	不可
ラベル名	可	不可	適用なし
ラベルメッセージ	可*	可*	可
PEFC ウェブサイト	不可	不可	不可
枠	可	可	可

* この使用は、常に要求事項 7.1.1.1 項及び 7.1.1.3 項を順守しなければならない。8.3.2 および 8.3.3 項も参照。

8.3.2 PEFC ラベルをメッセージなしで使用する場合、下記の例の様にラベルには製品名を含めてもよい。



8.3.3 PEFC 製品ラベルが何を指しているかが明確でない場合（7.1.1 参照）、ラベルのメッセージには製品名を含めなければならない。あるいは、ラベルのメッセージを使用しない場合は、8.3.2 に示すように製品名を含めなければならない。

8.3.4 組織は、プロモーション目的の場合、PEFC ラベルとラベルメッセージを同一の媒体上に表示することを条件として、それらを別々に使用することができる。

8.3.5 デザイン上の理由で通常の PEFC ラベルのデザインが使用できない場合、PEFC ラベルは、該当するライセンスを発行した PEFC 認可団体と調整の上、PEFC 評議会の事前承認を得ることを条件として、例外的に PEFC ウェブサイトのアドレスを記載せずに使用することができる。ただし、以下のいずれかに該当する場合に限る。

- a) 使用目的上必要なラベルのサイズでは、ウェブサイトのアドレスを判読可能に表示できない場合
または
- b) 使用される技術や製造工程上、PEFC ラベルと併せてウェブサイトのアドレスを判読可能に再現できない場合
または
- c) PEFC ウェブサイトのアドレスが、製品本体やその包装、製品に付随する情報、あるいは PEFC ラベルが使用されている媒体（製品外使用の媒体を含む）において、判読可能な形で表示されている場合。その際、当該アドレスが PEFC ラベルと明確に関連付けられており、かつ消費者向けの文脈において、消費者がその関連性を理解できるような方法で表示されている必要がある。

8.3.6 デザイン上の理由で通常の PEFC ラベルのデザインが使用できない場合、PEFC ラベルは、該当するライセンスを発行した PEFC 認可団体による事前許可を得た上で、下記の様なオプションとしての使用ができる。製品上使用の場合、そのラベルに関連する製品または原材料が明瞭でなければならない。製品外使用の場合は、PEFC の趣旨が明白でなければならない。

- a) PEFC ロゴを PEFC の輪と PEFC の文字および商標番号に分離し、隣り合わせに配置する。
このフォーマットにおけるラベルの最小サイズは、PEFC のイニシャルとライセンス番号
が判読可能であることを確実にしなければならない。



b) PEFC ロゴを PEFC の輪と PEFC の文字および商標番号に分離し、商標番号を PEFC のイニシ

ヤルの下に 配置する。このフォーマットにおけるラベルの最小サイズは、PEFC のイニシヤルとライセンス番号 が判読可能であることを確実にしなければならない。



8.4 変形使用

8.4.1 PEFC ラベル・ジェネレーター（作成）ツールから得られた **PEFC ラベル**は、変更または再作成をしてはならない。

8.4.2 非標準色の使用またはその他の変形を施した **PEFC ラベル**使用、は PEFC 評議会による事前許可を必要とする。

注意書 組織は、PEFC 認可団体を通して PEFC 評議会の許可を得てもよい。

付属書 1（規範的）：プロモーションラベル用の代替メッセージ

商標使用者グループ	メッセージ
グループ B	・ 持続可能な森林管理の促進 ・ 【企業名】は PEFC 持続可能な森林管理認証書を保有しています ・ 私ども/当社はこの森林を PEFC 認証の要求事項に従って管理しています ・ 当社の森林管理は PEFC 認証を受けています
グループ C	・ 持続可能な森林管理の促進 ・ 【企業名】は PEFC 認証を受けた COC を有しています ・ 【企業名】は PEFC 認証製品を提供します ・ 私ども/【企業名】は PEFC の調達を通じて持続可能な森林の促進を支援しています ・ 私ども/【企業名】は PEFC の木材/紙/パッケージの調達を通じて持続可能な森林の促進を支援しています ・ 当社製品上の PEFC ロゴは、当社の[木材/紙/パッケージ]が[持続可能に管理された森林からの原材料、および/あるいはリサイクル材、および/あるいは管理材]を使用していることを確認します
グループ D： 認証機関	・ 持続可能な森林管理の促進 ・ 【認証機関名】は PEFC 森林管理認証の認定を受けています ・ 【認証機関名】は PEFC-COC 認証の認定を受けています ・ 【認証機関名】は PEFC 森林管理認証および PEFC-COC 認証の認定を受けています
グループ D： 認定機関	・ 持続可能な森林管理の促進 ・ 【認定機関名】は PEFC 森林管理認証の認定を提供いたします ・ 【認証機関名】は PEFC-COC 認証の認定を提供いたします ・ 【認定機関名】は PEFC 森林管理認証および PEFC-COC 認証の認定を提供いたします
グループ D： PEFC 認証を受けた完成品を調達する非認証企業	・ 持続可能な森林管理の促進 ・ 【企業名】は PEFC 認証製品を提供します ・ 私ども/【企業名】は PEFC の調達を通じて持続可能な森林の促進を支援しています ・ 私ども/【企業名】は PEFC の木材/紙/パッケージの調達を通じて持続可能な森林の促進を支援しています ・ 当社製品上の PEFC ロゴは、当社の木材/紙/パッケージが持続可能に管理された森林からの原材料、および/あるいはリサイクル材、および/あるいは管理材を使用していることを確認します
グループ D： PEFC 国際ステークホルダー・メンバー	・ 持続可能な森林管理の促進 ・ 【企業名】は PEFC のステークホルダー・メンバーです ・ 私ども/【企業名】は PEFC の調達を通じて持続可能な森林の促進を支援しています

	・ 私ども/【企業名】は PEFC の木材/紙/パッケージの調達を通じて持続可能な森林の促進を支援しています ・ 当社製品上の PEFC ロゴは、当社の木材/紙/パッケージが持続可能に管理された森林からの原材料、および/あるいはリサイクル材、および/あるいは管理材を使用していることを確認します
グループ D: 上記以外のグループの D 組織	・ 持続可能な森林管理の促進

注意書 1 複数の使用者グループに属する組織は、どのグループのラベルメッセージでも使用することができる。

（例えば、認証企業でもある国際ステークホルダー・メンバーは、グループ D：ステークホルダーが解説するラベルメッセージ、またはグループ C：認証企業が解説するラベルメッセージのどちらを使用してもよい。

注意書 2 【 】の中の言葉は、相対するオプションで代替する。例えば、組織が PEFC 認証木材を調達する場合は、ラベルは「当社製品上の PEFC は、当社の木材が持続可能に管理された森林、リサイクル材および管理材に由来することを確認します。」

付属書 2（参考）：PEFC ラベルの不正使用の例



ラベル内容の書体を変更しない

ラベル内容の配分割合を変更しない



ラベルの如何なる部分の色を変えない

ラベルを如何なる形でも引き延ししない



PEFC ラベルを他のメッセージ、主張、または PEFC に関して誤解を生じかねないラベルと共に使用しない



ラベルの要素同士の距離を尊重する

省略不可能な要素の移動や省略をしない



プロモーションラベルを製品上に使用しない



不鮮明な PEFC ラベルを使用しない



PEFC ラベルと他のラベルの間や要素の周囲に最小限の距離を置く

(PEFC ラベル周辺のための他のラベルや要素との間の間隔は

PEFC ラベル (ロゴの「P」の文字の高さに相当)



「TM」とともに PEFC ラベルを使用しない

付属書 3(規範的):PEFC 規準文書:2020/Cor.1:2026、PEFC 商標規則－要求事項、初版の修正箇所

1. 一般事項

本付属書は、PEFC ST 2001:2020 第 2 版に盛り込まれた修正内容を規定するものである。これらの修正は、PEFC 商標使用規則を、グリーン・トランジション(環境への移行)に向けた消費者エンパワーメントに関する指令(EU) 2024/825 (EmpCo) に適合させるものである。

改正内容は、Technical Corrigendum 1:2026 を含む PEFC ST 2001:2020 第 1 版を参照する形で示されている。各改正について、置換または削除の対象となる元の文言と、該当する場合には新しい文言を下に記載する。改正された要求事項は、本第 2 版の関連条項にも反映されている。

PEFC 商標の使用者は、自らの PEFC 商標の使用が、その他の適用法令に適合していることを確保する責任を負う。

2. 修正項目

7.2.1.1 - 置き換え

元の規定

PEFC プロモーションナル・ラベルは下記である。



置き換え規定

PEFC 製品外使用ラベルは、付属書 1 に記載された承認済みラベルメッセージを伴う場合でも、伴わない場合でも使用することができる。

7.2.1.2 - 置き換え

元の規定

PEFC のプロモーションラベルに使用される一般的なラベルメッセージは、「持続可能な森林管理 の促進」である。

置き換え規定

ラベルメッセージの有無にかかわらず、製品外ラベルを使用する際は、以下の点が明確でなければならない。

a) PEFC とは何か

b) 製品外ラベルの使用が、当該組織の PEFC 商標ライセンスの対象となる活動とどのように関連しているか

例: その関連性は、組織の PEFC 認証、PEFC 認証製品の調達・購買・生産・販売・販促、会員資格やパートナーシップ、あるいは PEFC 関連のプロジェクトやイニシアチブへの参加などに関わるものであり得る。

7.2.1.3 - 削除

元の規定

プロモーションを目的とする場合の追加的なラベルメッセージは、本規格の付属書 A に呈示される。

7.2.1.4 - 削除

元の規定

PEFC ラベルを使用しない PEFC 製品外ラベルメッセージは、ラベル使用と同様の要求事項に基づいて使用することができる。こうした場合や PEFC ラベルが該当メッセージに隣接して使用されない場合は、PEFC 商標ライセンス番号が該当メッセージに隣接して使用されなければならない。

7.2.2.1 - 置き換え

元の規定

PEFC のイニシャルの製品外使用は、PEFC プロモーションラベルと同様の条件および要求事項で許容される。この使用は、常に正確かつ PEFC に関して正しい言及をしていなければならない。

置き換え規定

PEFC のイニシャルは、PEFC 製品外使用ラベルの有無にかかわらず、製品外で使用する事ができる。

7.2.2.2 - 追加

新規規定

製品外で使用する場合、PEFC のイニシャルは、PEFC に関する明確性、および商標の使用と当該組織の PEFC 商標ライセンスの対象となる活動との関連性について、7.2.1.2 の要求事項を満たさなければならない。

7.2.2.3 - 追加

新規規定

PEFC のイニシャルは、6.2.3 に従い、PEFC のウェブサイトアドレスおよび PEFC 商標ライセンス番号と同一の媒体上で使用しなければならない。

例:パンフレットで PEFC のイニシャルを使用する場合、PEFC のウェブサイトアドレスおよび PEFC 商標も同一のパンフレットに記載されるべきである。

表 3 - 置き換え

元の表

	PEFC 認証ラベル	PEFC リサイクルラベル	PEFC 製品外ラベル
PEFC ロゴ	不可	不可	不可
ラベル名	可	不可	適用なし
ラベルメッセージ	可*	可*	可*
PEFC ウェブサイト	可	可	可
枠	可	可	可

置き換え表

	PEFC 認証ラベル	PEFC リサイクルラベル	PEFC 製品外ラベル
PEFC ロゴ	不可	不可	不可
ラベル名	可	不可	適用なし
ラベルメッセージ	可*	可*	可
PEFC ウェブサイト	不可	不可	不可
枠	可	可	可

* 使用にあたっては、常に要件 7.1.1.1 および 7.1.1.3 を遵守しなければならない。要求事項 8.3.2 および 8.3.3 も参照。

注:PEFC ウェブサイトアドレスの記載を省略できるのは、要求事項 8.3.5 に規定される例外的な状況下のみである。

8.3.4 - 置き換え

元の規定

PEFC ラベルが表示される文脈から PEFC が何を意味するかが明確である場合、販促目的において、ラベルメッセージを伴わずに PEFC ラベルを使用することができる。

置き換え規定

販促目的において、PEFC ラベルとラベルメッセージが同一の媒体上に表示されることを条件に、組織はそれらを別々に使用することができる。

8.3.5 - 追加

新規規定

PEFC ラベルは、商標ライセンスを発行した PEFC 認定機関と調整の上、PEFC 評議会の事前承認を得ることを条件として、例外的に PEFC ウェブサイトのアドレスを記載せずに使用することができる。ただし、以下のいずれかに該当する場合に限り。

a) 使用目的上必要なラベルのサイズでは、ウェブサイトのアドレスを判読可能に表示できない場合

または

b) 使用される技術や製造工程上、PEFC ラベルと並べてウェブサイトのアドレスを判読可能に再現できない場合

または

c) PEFC ウェブサイトのアドレスが、製品本体やその包装、製品に付属する情報、あるいは PEFC ラベルが使用されている媒体（製品外の媒体を含む）上の別の場所に、判読可能な状態で表示されている場合。その際、当該アドレスが PEFC ラベルと明確に関連付けられており、かつ消費者向けの文脈においては、消費者がその両者の関連性を理解できるような方法で表示されている必要がある。